

非嫡出子の相続分を2分の1とする民法の規定を違憲とした件
(最高裁平成25年9月4日決定)

1 はじめに

平成25年9月4日、最高裁判所は、非嫡出子（法律上の婚姻関係にない者の間に生まれた子）の法定相続分を、嫡出子（法律上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた子）の2分の1と定めた民法900条4号但書中の規定は、法の下の平等を定めた憲法14条1項に違反するとの決定をくだしました。

本決定は、賃貸不動産の管理においても、管理物件に相続が発生した場合の取扱に影響が生じえますので、以下に、決定の概要やポイントを解説します。

2 裁判所の判断

裁判所の判断の概要は、次のとおりです。

- ① 相続制度をどのように定めるかは立法府の合理的な裁量判断に委ねられているが、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、嫡出子と非嫡出子との間で生じる法定相続分に関する区別することに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。
- ② 昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、家族形態の多様化やこれに伴う国民意識の変化、諸外国の立法のすう勢や国内の法制度の変化、過去の判例における指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、このような認識の変化に伴い、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択・修正の余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるといふ考えが確立されてきているということができる。
- これらを総合すれば、非嫡出子の相続分を2分の1とする民法の規定は、遅くとも（本件の事案で相続が開始した）平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたというべきである。
- ③ ただし、法的安定性の確保との調和の観点等から、本決定の違憲判断は、本件の事案で相続が開始した時点（平成13年7月）から本決定（平成25年9月4日）までの間に開始された他の相続につき、現行民法の規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。

3 本決定のポイント

今回の違憲判断によって、民法中の当該条項の改正が行われることになりますが、法改正がなされる以前においても、本決定以降に、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1として扱い取り決め等をした場合、その効力が争われると、裁判所は当該民法の規定は違憲無効であるとの前提で判断することになります（裁判所は、決定理由の中で、「関係者間の法律関係がそのような段階（＝裁判、合意等により確定的となったといえるもの・筆者注）に至っていない事案であれば、本決定により違憲無効とされた本件規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当である」と明記しています）。

したがって、相続が開始し、遺産分割協議等により法律関係が確定するまでの取扱については、平成25年9月4日以降は、嫡出子と非嫡出子とは同じ法定相続分としなければなりません。

一方で、本決定によりこれまで確定した法律関係が影響を受けることはありませんので、本決定よりも前に、法定相続分にしたがってなされた遺産分割協議等の結果については覆されることはありませんし（裁判所は決定理の中でそのことを明言しています。上記②③参照）、本決定以前に、遺産分割協議が整わないことから各相続人が従前の法定相続分に従って債務者から支払を受けた金銭についても、精算する必要はない解することができます。

なお、あくまでも本決定は、法定相続分に係る民法の規定を違憲としたものであって、同様の取扱が遺言でなされた場合や、相続人間の遺産分割協議により、実際の相続人の相続分が従前の法定相続分と同じ結果となることは否定されていないことにも注意が必要です。

4 賃貸不動産管理業者としての留意点

賃貸不動産の管理においては、この決定は、管理の委託を受けている物件の貸主に相続が発生した場合に影響が出ることになります。本決定以降の取扱は、以下のとおりとなります。

（1）賃貸借契約の帰趣

貸主に相続が発生した場合、賃貸物件について相続が発生し、賃貸借契約関係は、相続人にそのまま承継されます。相続人が複数いる場合には、通常はすみやかに遺産分割協議によって最終的に相続人のうちの誰が当該物件を取得することになるのかが決定され、それ以降は、その者を貸主として賃貸借契約が継続します。

一方で、遺産分割協議が整うまでは当該不動産は相続人の共有となり、貸主は相続人全員ということになりますので、遺産分割協議が整うまでの間の新たな賃貸借契約の締結や既存の契約の更新の取扱等が問題となります。

① 新たな建物賃貸借契約の締結・既存の契約の終了

一般的に新たな賃貸借契約を締結することや、既存の契約を終了させることは、法令上の「管理行為」と解され、法定相続分の過半数の同意が必要です。この場合の過半数の算定に際し、従前は、非嫡出子を嫡出子の2分の1としていたのですが、今後

は両者は同じとして計算しなければなりません。

例　　嫡出子A、B、C　　非嫡出子D

新たな賃貸借契約締結にA、Bが賛成、C、Dが反対

これまでの取扱・・4／7の同意を得ていることから契約できる

今後の取扱・・1／2の同意しか得られていないので契約できない

※定期借家契約の再契約も、新規契約と扱われますので、上記と同様です。

② 新たな借地契約の締結・賃貸物件の売買

これに対し、新たな借地契約の締結や賃貸物件の売買は、「処分行為」と解されており、相続人全員の同意が必要です。したがって、これらについては、本決定の影響を受けることはありません。従前通り相続人全員の同意があるかを確認することになります。

③ 契約の更新手続き

また、既存の契約の更新は、「管理行為」とする考え方もありますが、契約関係の存続=現状維持のための対応であることや、普通借家契約については借地借家法上法定更新制度があることから実質上「更新手続き」を誰がするかという問題であることから、「保存行為」と解することも可能でしょう。保存行為は、各相続人が単独で行うことができますので、更新することにつき相続人間に異論がなければ、相続人の一人と手続きを進めることができ、結論として本決定の影響はありません。

一方、相続人中に更新を否定する者がいる場合には、契約の終了に係る取扱となるため、①に従い、貸主としてのスタンスを決定することになります（ただし更新拒否は実際上なかなか難しいこと～相続が発生しても更新拒否に際しては正当事由が必要とされることに変わりはないこと～を相続人に理解してもらうことも必要です）。

(2) 賃料の取扱

遺産分割協議が整うなどにより賃貸物件の相続人が確定するまでの間は、賃料等の債権は、相続人の法定相続分に応じて分割されます。相続人間で代表者を定めてもらい（相続人間での当該取扱の覚書や、ほかの相続人からの同意者などを提出してもらえば確実です）、その者にまとめて引渡し、あとは相続人間で分配してもらうなどの方法をとっていない限り、管理業者は、借主から収納された賃料を、各相続人に対し、法定相続分に応じて引き渡すことになります。その際、従前は、非嫡出子を嫡出子の2分の1と計算していたのですが、今後は両者を同額にすることになります。

例　　嫡出子A、B、C　　非嫡出子D

借主からの収納賃料 28万円

これまでの取扱　　A、B、Cそれぞれ 8万円　C 4万円

今後の取扱　　全員に 7万円

(3) 管理委託契約の帰趨

亡くなられた貸主との間で締結されていた管理委託契約の方は、契約であらかじめ相続が発生しても相続人と管理業者との間で管理委託契約が継続する旨の特段の定めがない限りは、貸主が亡くなった時点で終了します。

管理委託契約を継続するためには、あらためて貸主の地位を相続した相続人との間で管理委託契約を締結することになりますが、これは「管理行為」と解されるため、相続人が複数いる場合には、(1) ①と同様、相続人の過半数の同意が必要です。この場合の過半数の算定に際し、従前は、非嫡出子を嫡出子の2分の1としていたのですが、今後は両者は同じとして計算しなければなりません。

例 嫡出子A、B、C 非嫡出子D

管理委託契約の締結にA、Bが賛成、C、Dが反対

これまでの取扱 4／7の同意が得られたことから契約できる

今後の取扱 1／2の同意しか得られていないので契約できない